

「令和5年度女性活躍推進モデル企業創出事業業務」企画提案評価要領（案）

1 目的

この要領は、「令和5年度女性活躍推進モデル企業創出事業業務」に係る「製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいて応募があった提案を評価し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2 評価会議

(1) 設置

上記1の委託候補者を選定するために、「令和5年度女性活躍推進モデル企業創出事業業務企画提案評価会議」（以下「評価会議」という。）を設置する。

(2) 構成

ア 評価会議は以下に掲げる者をもって構成する。

- ・ 座長は、人権・男女共同参画課長とし、座長代理は同課企画幹とする。
- ・ 構成員は、業務等関係機関の職員2名とする。

イ 座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

ウ 評価会議は座長が招集し、座長が議長となる。

エ 評価会議において、座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

オ この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

3 評価対象事業者

評価は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行うものとする。

- (1) 実施公告に規定する参加資格に関する要件を満たす参加者
- (2) 実施公告に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施公告に規定する適正な書類を作成した参加者

4 評価事項

(1) 評価会議は、実施公告に基づき提出された企画提案書を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を委託候補者として選定するものとする。

(2) 評価項目は次のとおりとし、項目ごとの評価基準は別添のとおりとする。

- ア 提案事業の内容
- イ 実施体制
- ウ 経済性

5 採点

評価項目ごとに5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は次表のとおりとする。

評価項目	優	良	普通	可	不可
提案事業の内容	70	56	42	28	14
実施体制	20	16	12	8	4
経済性	10	8	6	4	2
合計得点	100	80	60	40	20

6 評価方法

- (1) 提出された企画提案書について「4 評価事項」に基づき、評価会議におけるプレゼンテーションを参考に評価を行う。
ただし、提案者が5者以上になった場合、上記と同基準での書類審査により、プレゼンテーションによる審査に参加できる提案者を選出する。書類審査の採点は、プレゼンテーションの採点に影響しない。
- (2) 評価は、構成員が各評価項目を5段階の点数で評価し、構成員全員の評価点の合計が最も高い提案者を委託契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計が満点の6割に満たない場合、委託契約候補者を選定しないものとする。
- (3) 全構成員の採点結果において「不可」の採点があった場合は、原則として選定しないものとする。
- (4) 評価の結果、評価点の合計が最も高い者が同点で2者以上いる場合、評価会議は構成員で協議の上、座長が選定する。

(別添)

評価基準

審査項目		配点		審査内容（要求内容）
提案事業の内容	現状認識	10	10	県内企業における女性活躍推進の取組状況や女性活躍推進法等の関係法令、女性活躍や多様な働き方改革の推進に係る国や県の支援制度等について十分理解していること。
	事業内容	50	10	提案内容の全体像が事業目的及び仕様書の内容を満たした提案となっていること。
			10	企業の募集や選定方法について、具体的かつ効果的な提案がされていること。
			20	伴走支援を行うアドバイザーについて、企業派遣の具体的かつ効果的な提案がされていること。また、アドバイザーの勤務状況の把握、進捗状況の管理及び成果の把握等労務管理が適切であること。
			5	研修会等の開催について、具体的かつ効果的な提案がされていること。
	5	取組過程や成果の情報発信について具体的かつ効果的な提案がされていること		
実現性	10	10	全体の計画に具体性があり、確実な実施が可能であること	
実施体制	組織・運営体制	20	10	委託事業を適切に実施できる、ノウハウ、実績等が十分あること
			10	事業が適切に行える体制が提案されていること
経済性	費用対効果	10	10	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であること
合計得点		100	100	